

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 令和4年11月30日
- 【発行者名】 J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド
(J.P. Morgan Mansart Management Limited)
- 【代表者の役職氏名】 取締役 シャザード・サディーク
(Shahzad Sadique, Director)
- 【本店の所在の場所】 英国、ロンドン E14 5JP、カナリー・ワーフ、バンク・ストリート25
(25 Bank Street, Canary Wharf, London E14 5JP, United Kingdom)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
同 廣本 文晴
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 廣本 文晴
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】 03(6212)8316
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
パッシム・トラスト - シリーズ2018 S&P 500ファンド
(PassIM Trust - Series 2018 S&P 500 Fund)
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
- () 発行価額の総額
- 当初申込期間
- A_2クラス受益証券：100億米ドル（約1兆976億円）を上限とする。
A_3クラス受益証券：100億米ドル（約1兆976億円）を上限とする。
A_4クラス受益証券：100億米ドル（約1兆976億円）を上限とする。
B_2クラス受益証券：1兆円を上限とする。
B_3クラス受益証券：1兆円を上限とする。
B_4クラス受益証券：1兆円を上限とする。
- 継続申込期間
- Aクラス受益証券：100億米ドル（約1兆976億円）を上限とする。
A_2クラス受益証券：100億米ドル（約1兆976億円）を上限とする。
A_3クラス受益証券：100億米ドル（約1兆976億円）を上限とする。
A_4クラス受益証券：100億米ドル（約1兆976億円）を上限とする。
Bクラス受益証券：1兆円を上限とする。
B_2クラス受益証券：1兆円を上限とする。
B_3クラス受益証券：1兆円を上限とする。
B_4クラス受益証券：1兆円を上限とする。
- () 売出価額の総額

Aクラス受益証券：100億米ドル（約1兆976億円）を上限とする。

A_2クラス受益証券：100億米ドル（約1兆976億円）を上限とする。

A_3クラス受益証券：100億米ドル（約1兆976億円）を上限とする。

A_4クラス受益証券：100億米ドル（約1兆976億円）を上限とする。

Bクラス受益証券：1兆円を上限とする。

B_2クラス受益証券：1兆円を上限とする。

B_3クラス受益証券：1兆円を上限とする。

B_4クラス受益証券：1兆円を上限とする。

（注1） 米ドルの円貨換算は、便宜上、2021年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.76円）による。

（注2） 本書の中で金額および比率を表示する場合には、四捨五入して記載している。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

令和3年7月29日に提出した有価証券届出書（令和4年1月4日および同年3月31日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）について、令和4年1月4日提出の有価証券届出書の訂正届出書の訂正により、「第三部 特別情報 第2 その他の関係法人の概況」のうち、「1 名称、資本金の額および事業の内容」「2 関係業務の概要」に記載の関係法人名およびその事業内容に誤りが生じていましたので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。なお、訂正箇所は下線をもって示しております。

【訂正の内容】

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額および事業の内容

< 訂正前 >

（前略）

(2) ステート・ストリート・ファンド・サービシズ(アイルランド)リミテッド(State Street Fund Services (Ireland) Limited)（「管理事務代行会社」兼「登録事務代行会社」）

（中略）

(口) 事業の内容

管理事務代行会社兼登録事務代行会社は、アイルランド法に基づき設立され、その登記上の事務所をアイルランド ダブリン 2 サー・ジョン・ロジャーソンズ・キー 78に有する会社である。管理事務代行会社兼登録事務代行会社は、アイルランド中央銀行の規制を受けている。

(3) ステート・ストリート・カストディアル・サービシズ(アイルランド)リミテッド(State Street Custodial Services (Ireland) Limited)（「保管会社」）

（中略）

(口) 事業の内容

保管会社は、アイルランド法に基づき設立され、その登記上の事務所をアイルランド ダブリン 2 サー・ジョン・ロジャーソンズ・キー 78に有する会社である。保管会社は、アイルランド中央銀行の規制を受けている。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

(2) ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド(State Street Cayman Trust Company Ltd.)（「管理事務代行会社」兼「登録事務代行会社」）

（中略）

(口) 事業の内容

管理事務代行会社兼登録事務代行会社は、ケイマン諸島法に基づき設立され、その登記上の事務所をケイマン諸島、KY1 - 1205、グランド・ケイマン、カマナ・ベイ、マーケット・ストリート45、スイート3307、ガーデニア・コート、私書箱31113に有する信託会社である。管理事務代行会社は、ケイマン諸島の金融当局の規制を受けている。

(3) ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー (State Street Bank and Trust Company) (「保管会社」)

(中略)

(ロ) 事業の内容

保管会社は、米国マサチューセッツ州法に基づき設立され、その登記上の事務所をアメリカ合衆国、マサチューセッツ州02111、ボストン、ワン・リンカーン・ストリートに有する会社である。保管会社は、連邦準備銀行の規制を受けている。

(後略)

2 関係業務の概要

<訂正前>

(前略)

(2) ステート・ストリート・ファンド・サービシズ (アイルランド) リミテッド (State Street Fund Services (Ireland) Limited) (「管理事務代行会社」兼「登録事務代行会社」)

管理事務代行契約に基づき本サブ・ファンドの管理事務代行業務、登録事務代行業務および名義書換事務代行業務を行う。

(3) ステート・ストリート・カストディアル・サービシズ (アイルランド) リミテッド (「保管会社」)

保管契約に基づき、本サブ・ファンド資産の保管業務を行う。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(2) ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド (「管理事務代行会社」兼「登録事務代行会社」)

管理事務代行契約に基づき本サブ・ファンドの管理事務代行業務、登録事務代行業務および名義書換事務代行業務を行う。

(3) ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー (「保管会社」)

保管契約に基づき、本サブ・ファンド資産の保管業務を行う。

(後略)